

令和4年10月7日
事務連絡

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

訪日外国人受診者の医療費不払いに対する予防策について（周知・協力依頼）

医療施策の推進については、日頃より格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

我が国を訪れる訪日外国人は、新型コロナウイルス感染症流行により一時的に減少しておりましたが、本年10月11日より国際的な往来が再開されることが決まったところです。訪日外国人が安心・安全に日本の医療機関を受診できる体制を整備することが大切である一方、医療費の不払いを発生させないための取り組みを更に推進することが重要です。

今般、厚生労働省において、訪日外国人受診者の医療費不払いの発生対策に資する予防策及び関連事項を下記の通り整理しました。については、貴管内の医療機関への周知・協力依頼をお願いいたします。

記

1. 医療費の不払いを行った訪日外国人受診者に係る個人情報の第三者への提供の同意を不要とすることについて（周知）

厚生労働省では、令和3年5月10日以降、一定の金額以上の医療費の不払いの経歴がある訪日外国人受診者の情報を、訪日外国人受診者医療費未払情報報告システム（以下「システム」という。）を通じて出入国在留管理庁に提供しており、「訪日外国人受診者の医療費不払いに対する予防策の周知及び不払いが発生した場合の報告方法について（依頼）」（令和3年3月31日付け厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室事務連絡）において、訪日外国人受診者の医療機関受診時の対処方法及びシステムにおける報告方法等をお示ししてきたところで

す。訪日外国人が診療等を受ける前に、一定額以上の医療費の不払いを発生させた場合はその情報が出入国在留管理庁に共有されることに関して、今般、患者に

係る個人情報を医療機関から第三者である厚生労働省に対して提供することの同意については、個人情報の保護に関する法律第27条第1項第4号に掲げる場合に該当すると整理しました。

つきましては、本年10月11日以降、訪日外国人が医療機関を受診した際に、本目的における個人データの第三者提供について、本人の同意を求める必要はございません。一方、訪日外国人患者による不払いの抑止に資する観点も踏まえ、患者が医療機関で不払いを発生させた場合、当該患者に係る個人情報は医療機関から厚生労働省を通して、出入国在留管理庁に提供され、同庁により当該患者の次回以降の入国審査において厳格な審査に活用されることや、その目的以外に外国人患者の個人情報を使用しない旨を記載した患者診療受付時の交付書類の例を厚生労働省HP^{*1}に添付しておりますので、医療機関におかれては参考いただけるよう、貴管内の医療機関への周知方お願いいたします。

なお、本内容については、個人情報保護委員会事務局と調整済みであることを申し添えます。

※1 厚生労働省HPにて令和4年10月11日より公開

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

<参考>個人情報の保護に関する法律（抄）（平成15年法律第57号）

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一～三 略

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五～七 略

2. システムにおける医療機関の利用登録（協力依頼）

上記1.に関連し、訪日外国人受診者による医療費の不払いの発生の抑止力とすることを目的に運用を行っているシステムにおいて、不払いを発生させた訪日外国人受診者の情報の登録をする前に、まず医療機関が利用登録をする必要があります。

つきましては、不払い患者が生じた際の厚生労働省及び出入国在留管理庁へのスムーズな情報提供を実現するとともに、我が国においては、訪日外国人による医療費の不払については、毅然とした対応を行っている姿勢を示していくためにも、本システムへの積極的な登録について、貴管内の医療機関へ周知のご協力をお願い致します。

※医療機関における情報登録用ウェブサイト（厚生労働省HPより）

<https://unpaid.mhlw.go.jp/report1/>

3. 外国人患者受け入れ情報サイトについて（周知）

平成30年度より、外国人患者受け入れに有用な情報をまとめた「外国人患者受け入れサイト」^{*2}の運用を開始しております。未収医療費対策に有効な行政サービス、民間サービスの情報を順次追加していく予定ですので、同サイトについて貴管内の医療機関への周知方お願いいたします。

貴都道府県における未収医療費対策の行政サービスを実施されていらっしゃる場合には掲載をさせていただきますので、下記照会先までご連絡ください。

※2外国人患者受入れ情報サイト

<https://internationalpatients.jp/>

4. デポジット（前払い）請求の活用について（周知）

外国人患者、特に訪日外国人受診者の場合、一旦帰国してしまうと医療費の回収は非常に困難となることから、可能な限り、医療機関内にいる間に全額回収できるような支払い方法を立てることが肝要です。

厚生労働省では、「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」において、デポジットの請求方法を例示しております。ついては、医療機関に参考いただけるよう、貴管内の医療機関への周知方お願いいたします。

※「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」（厚生労働省HPより）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000795505.pdf>

以上